

## 徳島県立農林水産総合技術支援センター共同研究実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、徳島県立農林水産総合技術支援センター（以下「センター」という。）が、他の者と共同して行う研究（以下「共同研究」という。）について、その取り扱いの方針を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (共同研究の要件)

第2条 この要領における共同研究は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす研究でなければならない。

- (1) 当該共同研究が、本県の農林水産業の振興並びに農林漁家の経営の安定化等に資する研究であること。
- (2) 当該共同研究を行うことにより、センターが行う試験研究の進歩・向上が期待できる研究であること。

### (審査会の設置)

第3条 共同研究の実施については、別に定める共同研究審査会（以下「審査会」という。）で審査するものとする。

### (共同研究の経費)

第4条 共同研究を行うために必要な経費は、センターと共同研究の相手方（以下「共同研究者」という。）が、協議の上これを定めることができる。

### (共同研究の申込等)

第5条 センターと共同研究を行おうとする者（以下「申込者」という。）は、共同研究申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）をセンター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- 2 所長は、申込書の提出を受けた場合は速やかに審査会に諮り、その諾否を決定し、申込者に通知するものとする。

### (共同研究の契約締結)

第6条 共同研究を実施するときは、所長は共同研究者と共同研究に関する契約（様式第2号）（以下「共同研究契約」という。）を締結するものとする。

### (共同研究の中止)

第7条 所長及び共同研究者は、天災その他やむを得ない理由により共同研

究の継続が困難となったときは、協議の上、当該共同研究を中止することができる。

- 2 共同研究者は、前項により共同研究を中止しようとする場合は、あらかじめ所長と協議するものとし、共同研究中止承認申請書（様式第3号）を所長に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 所長又は共同研究者は、共同研究の中止により所長又は共同研究者が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。
- 4 共同研究者は、正当な理由なく共同研究を一方的に中止する場合は、センターがそれまでに支出した経費の全部又は一部を納付しなければならない。

#### （共同研究の結果報告）

第8条 共同研究の終了後、研究所長は、その結果を速やかに共同研究結果報告書（様式第4号）に取りまとめ、所長に報告しなければならない。

#### （特許出願）

- 第9条 所長は、共同研究の結果、センターに属する研究員及び共同研究者に属する研究員が共同して発明を行った場合には、共同研究者と共同して特許出願（以下「共同出願」という。）を行うこととする。但し、センターに属する研究員が発明を行った場合には、当該発明についての特許等を受ける権利は、徳島県職員の勤務発明等に関する規則（昭和41年徳島県規則第23号）に基づき、県が当該研究員から承継するものとする。
- 2 県は、前項の共同出願を行おうとするときは、共同研究者との間で、当該共同出願に係る特許を受ける権利又はこれに基づく特許権に係るそれぞれの持分を定めた共同出願契約（様式第5号）を締結しなければならない。
  - 3 共同研究者は、共同出願に係る特許権の取得に関する費用（出願から登録に至る一切の費用（弁理士費用を含む））及び管理のために必要な特許料（以下「出願費等」という。）を、全て負担しなければならない。
  - 4 県は、共同研究者が前項に定める出願費等を負担しないときは、共同研究者が当該権利に係る共同研究者の持分を放棄したものとみなすことができる。
  - 5 県及び共同研究者は、共同研究の結果、独自に発明を行った場合において特許出願を行おうとするときは、あらかじめ相手方の同意を得なければならない。

#### （優先実施権）

第10条 県は、共同研究の結果得た技術上の成果（以下「研究成果」という。）に係る発明につき、県及び共同研究者の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を、共同研究者の指定する者に限り、共同研究終了の日から5年を越えない範

困において優先的に実施させることができる。

- 2 県は、研究成果に係る発明につき、県に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（第2項に定めるものを除く。以下「県に承継された特許権等」という。）を、共同研究者又は共同研究者の指定する者に限り、共同研究終了の日から5年を越えない範囲において優先的に実施させることができる。
- 3 県は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、農林水産業の改良発達及び農林漁家の福祉の増進並びに公共の利益の観点から必要があると認められるときは、その理由を明示した上で、優先的実施の期間（以下「優先実施期間」という。）を短縮し、又は優先的実施の許諾を取り消すことができる。

（第三者に対する実施の許諾）

- 第11条 県は、共同研究者又は共同研究者の指定する者が県に承継された特許権等を前条に定める優先実施期間の第2年以降において正当な理由なく実施しないときは、共同研究者及び共同研究者の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、当該権利の実施を許諾することができる。
- 2 前項の規定は、共同研究者の指定する者が共有に係る特許権等を優先実施期間の第2年以降において正当な理由なく実施しないときについて準用する。
  - 3 県は、前条第1項の規定により共同研究者又は共同研究者の指定する者に優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先実施期間中においても第三者に対し当該権利の実施を許諾することができる。
  - 4 県は、第三者が共有に係る特許権等を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に対し当該権利の実施を許諾することができる。
  - 5 県は、第2項及び第4項の規定により第三者に対し共有に係る特許権等の実施を許諾しようとするときは、共同研究者の同意を要しない。但し、県は第三者に実施を許諾したときは、その旨を共同研究者に通知するものとする。

（実施料）

- 第12条 共同研究者又は共同研究者の指定する者は、県に承継された特許権等を実施しようとするときは、県の承諾を得たのち、別に実施契約で定める実施料を県に支払わなければならない。
- 2 共同研究者は、共有に係る特許権等に係る発明を実施しようとするときは、県に対し、別に実施契約で定める当該権利に係る県の持分に応じた額に相当する実施料を支払わなければならない。
  - 3 共有に係る特許権等について、共同研究者の指定する者又は第三者から

徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ県及び共同研究者に帰属するものとする。

(研究成果の公表等)

第13条 所長及び共同研究者は、共同研究の実施期間中において、研究成果を所長及び共同研究者以外の者に知らせようとするときは、共同研究契約において別段の定めをした場合を除き、あらかじめ協議しなければならない。

2 共同研究者は、共同研究が終了したときは、研究成果報告書等の成績取りまとめについて、所長に協力しなければならない。

第14条 所長は、共同研究の終了後研究成果を公表するものとする。但し、共同研究者が業務上の支障があるため、所長に対し研究成果を公表しないよう申し入れたときは、所長は、共同研究者の利害に関係がある事項についてその成果を公表しないことができる。

2 所長は、県が第1条の規定により第三者に対し実施の許諾をする決定をしたときは、前項但し書きの規定にかかわらず、研究成果を公表する。

3 共同研究者は、共同研究の終了後研究成果を公表しようとするときは、契約書において別段の定めをした場合を除き、あらかじめ所長と協議しなければならない。

(準用)

第15条 第9条から第12条まで及び第14条の規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利並びに品種登録を受ける権利について準用する。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、研究成果の取り扱いその他必要な事項については、所長、共同研究者協議の上、定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。